

令和4年7月26日  
中部地方整備局

## 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社西原環境  
業者の住所 : 東京都港区海岸3丁目20番20号
- 指名停止措置期間 : 令和4年7月26日から令和4年8月8日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要  
(株)西原環境は、豊橋市発注の下水処理施設の運転保守委託業務において、必要な安全措置を講じず、作業員が汚水槽に転落する死亡事故を発生させたことから、労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年5月23日、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である(株)西原環境が、業務関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第1&gt;

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘  
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138